

## 15 福利厚生事業の年度別事業展開

区 分	平成18年度	平成19年度 (予定)	平成20年度 (検討予定)
事業の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ネットで学べる学習サイト「ソウェル学天」をスタート（会員の利用料無料）</li> <li>② メンタルヘルス講習会（東京）の開催</li> <li>③ 福祉住環境コーディネーター通信教育の割引</li> <li>④ アップル製品優待販売</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ガン保険を新規提供</li> </ul>	
事業の拡充・改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 住宅ローン提携先「みずほ銀行」の金利の拡充（既存の0.1%の優遇を1.0%の優遇に拡充）</li> <li>② 資格取得記念品贈呈事業の対象資格に「幼稚園教諭（二種免許）」を追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 健康生活用品給付事業の改善（品物の全面的な見直しを図るため、現在、会員に品物のアンケートを実施中）</li> <li>② リゾート施設の拡充（優待料金で利用できるリゾート施設を追加） リゾートソリューション（95ヶ所） ラフォーレ倶楽部（13ヶ所）との提携</li> <li>③ 宿泊施設「東急ホテルズ」の割引率のアップ（55か所 10%→20%へ）</li> <li>④ 「出産」及び「入学」お祝品贈呈事業の改善</li> <li>⑤ メンタルヘルス講習会を拡充開催（東京・大阪）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 指定保養所の拡大（厚生年金・国民年金の宿泊施設の代替となる施設を検討）</li> </ul>
事務手続等の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 生活習慣病予防健診事業の事務手続きの簡素化</li> <li>② 携帯電話でのフリーダイヤルの開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 会員向けハンドブックの毎年発行化</li> <li>② 業務受託団体（地方事務局）への支援の強化（ノウハウの提供、情報交換等を行う）</li> </ul>	

## 【福利厚生センターのサービスメニュー一覧】

(平成18年度)

区分	サービスメニュー	助成・特典等	サービス内容	
健康 管理 事業	生活習慣病予防健診費用助成	検査項目に応じて、1人当たり 2,830円～4,120円 (乳・子宮がん検診も受診した場合、3,650円～4,940円) (前立腺がん検診は3,000円を限度に一般健診と選択)	・30歳以上の会員が生活習慣病予防健診を受診した場合に助成 ・30歳以上の女性会員が乳がん・子宮がん検診を受診した場合に助成 ・30歳以上の男性会員が前立腺がん検診を受診した場合に助成	
	健康医療無料電話相談	無 料	・365日、いつでも、どこからでも電話で健康・医療相談ができる	
	健康生活用品給付	全会員に毎年度配付	・健康に関わる17品目の中から希望する品を贈呈	
	スポーツクラブ	法人会員料金で利用	・セントラルスポーツ、コナミ、ルネサンス、NASの各施設	
共 済 事 業	弔慰金・見舞金			
	・会員の死亡	600,000円		
	・ "	1,800,000円 (就業中・通勤時の事故の場合)		
	・会員の配偶者の死亡	100,000円		
	・会員の入院	1日につき 1,000円	・就業中、通勤時の事故による場合。手術を行った場合には5万円～20万円加算	
	・災害(法人)	1法人当たり 200,000円	・災害救助法適用地域内で一定規模以上の損害を被った場合	
・ "(会員)	1人当たり 10,000円			
業	任意加入の保険		・任意に加入できる割安な保険	
	・ソウェル団体生命保険	優良割引を適用し、掛金は個人で加入するより約50%割引	・最高契約金額 2,000万円。65歳まで加入可。医師の診断書は不要 (配偶者も1,000万円まで加入できる)	
	・ソウェル傷害保険	日常生活・交通事故のケガを保障	・団体割引・優良割引が適用され23.5%割引	
	・ソウェル入院保険	ケガ・病気で入院した場合、入院1日目から保障	・ "	
・ソウェル自動車保険	お近くの代理店が、お客様本位のプランを提案	・代理店提携方式を採用(全国約600店)		
贈 呈 事 業	結婚祝	1人当たり 10,000円の商品券	・会員が結婚した場合に贈呈	
	出産祝	1世帯当たり 10,000円の商品券	・会員または会員の配偶者が出産した場合に贈呈	
	入学祝	1人当たり 5,000円の商品券	・会員の子が小学校または中学校に入学した場合に贈呈	
	資格取得記念品	記念品の贈呈	・働きながら社会福祉に関する専門資格を取得した場合に贈呈	
	永年勤続記念品	記念品の贈呈	・勤続満5年から30年まで5年刻みで贈呈	
	加入5年目を迎えた法人への 備品の贈呈	備品の贈呈	・福利厚生の一層の充実を図るため、健康増進機器や文化・教養に資するための 備品(約65品目から選択)を職員数に応じて贈呈	
研 修 事 業	海外研修	経費の一部(1/2強)助成 (全行程添乗員同行 ・施設訪問には専門の通訳付 ・観光は現地のガイドが案内 ・ホテルは4つ星ないし5つ星クラス ・全食事付)	・Aコース : アメリカ・カナダ (障害福祉関係) ・Bコース : ドイツ・チェコ・オーストリア (児童福祉関係) ・Cコース : イタリア・フランス (老人福祉関係) ・Dコース : ニュージーランド・オーストラリア (マネジメント)	
	広報講習会	受講料及び教材費無料	・施設便り作成のノウハウを学ぶ	
	レクリエーションリーダー養成講習会		・レクリエーションの企画運営方法を学ぶ	
	接遇講習会		・施設利用者との接遇方法を学ぶ	
	パソコン講習会		・パソコンの主要ソフトについてその使用方法を学ぶ	
	メンタルヘルス講習会		・管理職を対象にメンタルヘルス不全の早期発見と対処を学ぶ	
ロ ー ン ・ ク レ ジ ット	ローン			
	・住宅ローン	銀行提携住宅ローン 最高 5,000万円	・金利を一般利用者より固定型で0.1%、変動型で0.2%引下げ	
	・特別資金ローン (みずほ銀行・みずほクレジット)	無担保で 最高 300万円	・教育資金、結婚資金、車購入資金などが、金利を一般利用者より固定型で3.0%、変動型で2.0%引下げ	
	クレジット機能付会員証	年会費1,750円を初年度無料、2年度目以降1,000円引の750円	・2,000万円の海外旅行傷害保険の自動付帯など	
余 暇 活 用 事 業	指定保養所			
	・厚生年金宿泊施設	被保険者料金適用に加え	・厚生年金宿泊施設 全国に88か所	
	・国民年金健康保養センター	標準組合員料金適用に加え	・国民年金健康保養センター 全国に52か所	
	・KKR宿泊施設 (国家公務員共済組合連合会)	ソウェルクラブから 会員1人 1泊2,500円の助成	・KKR宿泊施設 全国に48か所	
	・休暇村	標準宿泊料金の10%割引に加え	・休暇村 全国に36か所	
	・グリーンピア	標準宿泊料金の5%～10%割引に加え	・グリーンピア 全国に5か所	
	・ダイワロイヤルホテル	室料が特別優待料金に加え	・会員制リゾートホテル 全国に31か所	
	・泉郷	会員、家族とも室料が一般料金の約50%割引	・会員制リゾートホテル・別荘 全国に13か所、25施設	
	・テーマパーク	会員割引 7～25%割引	・東京ディズニーリゾート、USJ、ハウステンボス、スペースワールドなど	
	・海外リフレッシュツアー	低料金のオリジナルツアー	・内容の充実した低料金の短期海外ツアー	
国内・海外旅行(パッケージツアー)	会員割引 3～10%割引	・JTB、近畿日本ツーリスト、日本旅行、トップツアー、名鉄観光など		
・ホテル・旅館・ペンション	会員割引 特別料金・5～30%割引	・提携宿泊施設の割引利用		
・レンタカー	会員割引 最高51%割引	・ニッポン、日産、マツダ、トヨタ各社		
・クラブ・サークル活動支援	1人当り 1,000円	・スポーツや教養・文化サークル活動等へ助成		
・会員交流	会員1人当り1,600円を地方事務局へ助成	・宿泊を伴う交流事業については1人2万円を限度に助成 ・日帰りの交流事業、観劇、スポーツ観戦については1人1万円を限度に助成		
情 報 提 供 な ど	スポーツ・カルチャー	会員割引	・ゴルフ、テニス、乗馬、スキー、英会話、クッキングなど	
	ショッピングなど	会員割引 5～60%割引	・デパート、結婚式場、葬祭、カー用品、家庭用品、エステ、住宅建築など	
	ホームページ	ホームページ	http://www.sowel.or.jp	
		「ソウェルクラブニュース」の発行	毎月1回、全事業所に配付	
情報誌「ソウェルクラブ」の発行		年4回(4月、7月、10月、1月)、全会員に配付		
手帳、ハンドブックの発行		全会員に配付		
カレンダー、事務マニュアルの発行	全事業所に配付			

## 16 福利厚生センター地方事務局一覧

(19/2/1現在)

受託団体名	担当課名	電話番号
1 (社) 北海道民間社会福祉事業職員共済会	福利課	011-251-3828
2 (福) 青森県社会福祉協議会	経営部	017-723-1391
3 (福) 岩手県社会福祉協議会	総務課	019-637-4466
4 (社) 宮城県民間社会福祉振興会		022-227-5535
5 (財) 秋田県民間社会事業福利協会		018-864-2703
6 (社) 山形県民間社会福祉事業振興会		023-642-2155
7 (福) 福島県社会福祉協議会	総務企画課	024-523-1251
8 (福) 茨城県社会福祉協議会	福祉事業部	029-241-1133
9 (福) 栃木県社会福祉協議会	福祉人材・研修センター	028-643-5622
10 (福) 群馬県社会福祉協議会	人材育成グループ	027-255-6600
11 (社) 埼玉県社会福祉事業共助会		048-831-7547
12 (社) 千葉県社会福祉事業共助会		043-245-1729
13 (福) 東京都社会福祉協議会	福祉振興部	03-3268-7175
14 (財) 神奈川県福利協会	福利厚生課	045-311-8738
15 (福) 新潟県社会福祉協議会	総務企画課	025-281-5520
16 (福) 富山県社会福祉協議会	施設団体課	076-432-2959
17 (福) 石川県社会福祉協議会	総務管理課	076-224-1212
18 (福) 福井県社会福祉協議会	総務企画課	0776-24-2339
19 (福) 山梨県社会福祉協議会	総務課	055-254-8610
20 (福) 長野県社会福祉協議会	総務企画課	026-226-4126
21 (財) 岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会	総務課	058-275-5508
22 (福) 静岡県社会福祉協議会	事業部団体支援課	054-254-5231
23 (財) 愛知県民間社会福祉事業職員共済会		052-232-1359
24 三重県社会福祉事業職員共済会		059-226-1130
25 (財) 滋賀県民間社会福祉事業職員共済会		077-524-0261
26 (財) 京都府民間社会福祉施設職員共済会		075-252-5888
27 (財) 大阪民間社会福祉事業従事者共済会	総務課	06-6768-8144

受託団体名	担当課名	電話番号
28 (福) 兵庫県社会福祉協議会	福祉事業部	078-242-4633
29 (福) 奈良県社会福祉協議会	施設管理課	0744-29-0102
30 (福) 和歌山県社会福祉協議会	総務企画部	073-435-5222
31 (福) 鳥取県社会福祉協議会	福祉人材センター	0857-59-6336
32 島根県民間社会福祉事業従事者互助会	総務部	0852-32-5970
33 (福) 岡山県社会福祉協議会	総務企画部	086-226-2827
34 広島県民間社会福祉事業従事者互助会	総務部総務課	082-254-3423
35 (財) 山口県健康福祉財団	共済課	083-925-2404
36 (財) 徳島県民間福祉施設職員共済会		088-622-9199
37 (福) 香川県社会福祉協議会	施設福祉課	087-861-0545
38 (福) 愛媛県社会福祉協議会	総務企画班	089-921-8344
39 (福) 高知県社会福祉協議会	総務・生活資金課	088-844-4600
40 (福) 福岡県社会福祉協議会	福祉人材情報部	092-584-3310
41 (福) 佐賀県社会福祉協議会	福祉人材・研修センター	0952-23-4248
42 (福) 長崎県社会福祉協議会	地域福祉部施設団体課	095-846-8600
43 (福) 熊本県社会福祉協議会	福祉人材・研修センター	096-322-8077
44 (福) 大分県社会福祉協議会	社会福祉介護研修センター 総務・人材課	097-552-6888
45 (福) 宮崎県社会福祉協議会	福祉振興部経営支援課	0985-22-3145
46 (福) 鹿児島県社会福祉協議会	福祉人材・研修センター	099-258-7888
47 (福) 沖縄県社会福祉協議会	福祉人材研修センター	098-882-5703

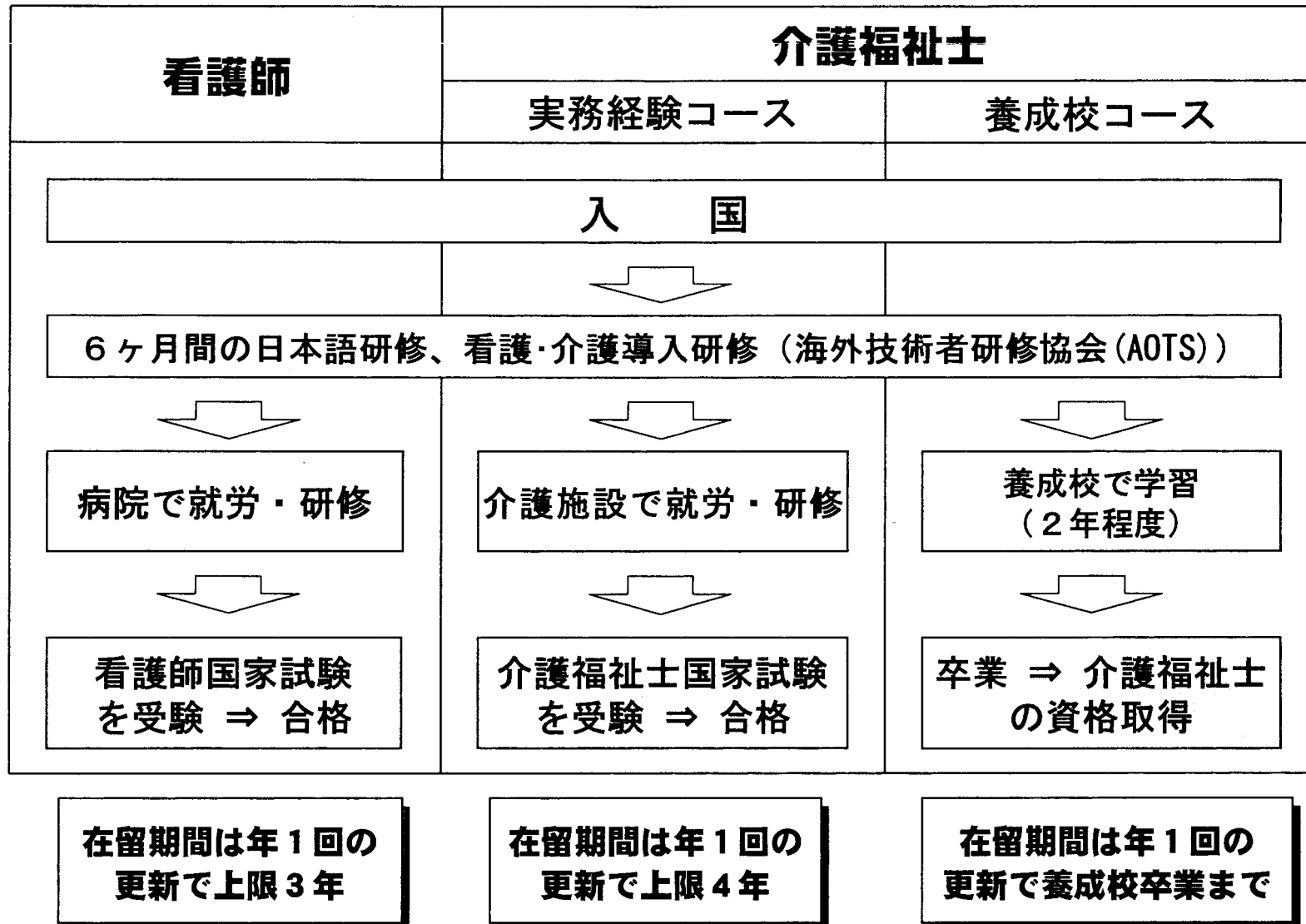
日比経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ関係（平成18年9月9日協定署名）

17 日比経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ関係  
（平成18年9月9日協定署名）

	看護師	介護福祉士	
		実務経験コース	養成施設コース
目的	看護師の国家資格取得と取得後の就労	介護福祉士の国家資格取得と取得後の就労	
在留資格	二国間の協定に基づく特定活動の在留資格		
活動内容（国家資格の取得前）	日本国内の病院で就労・研修 （雇用契約を締結）	日本国内の介護施設で就労・研修 （雇用契約を締結）	養成施設で就学 （修了後に資格取得）
活動内容（国家資格の取得後）	日本国内の医療施設等で看護師として就労 （利用者宅でのサービスを除く。）	日本国内の介護施設で介護福祉士として就労 （利用者宅でのサービスを除く。）	
在留期間等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格取得前：看護師3年、介護福祉士4年（養成施設の場合は、養成課程修了に必要な期間）が上限</li> <li>・不合格・資格不取得の場合は帰国</li> <li>・資格取得後：在留期間上限3年、更新回数の制限なし</li> <li>・労働市場への悪影響を避けるため、受入れ枠を設定：当初2年間で1000人（看護400人、介護600人）を上限</li> </ul>		
入国の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フィリピンの看護師資格の保有者</li> <li>・3年間の看護師の実務経験</li> <li>・日本人と同等以上の報酬</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「フィリピン介護士研修修了者（TESDAの認定保持）＋4年制大学卒業者」又は「看護大学卒業者」</li> <li>・日本人と同等以上の報酬</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4年制大学の卒業者</li> </ul>
日本語研修等	入国後に6ヶ月間の日本語研修等（注）を実施：財団法人海外技術者研修協会（AOTS）及び国際交流基金		
送り出し調整機関	フィリピン海外雇用庁（POEA）		比高等教育委員会（CHED）
受け入れ調整機関	社団法人国際厚生事業団（JICWELS）（予定）		

（注）「日本語研修等」には、看護・介護導入研修を含む。日本語検定2級程度の日本語能力がある場合には研修を受講しないことも可。  
（留意点）不法滞在等の問題が生じた場合の受入れの一時停止を含む、秩序立った受入れのための必要な措置を日本政府が講じる。

# 看護師・介護福祉士の資格取得までの流れ

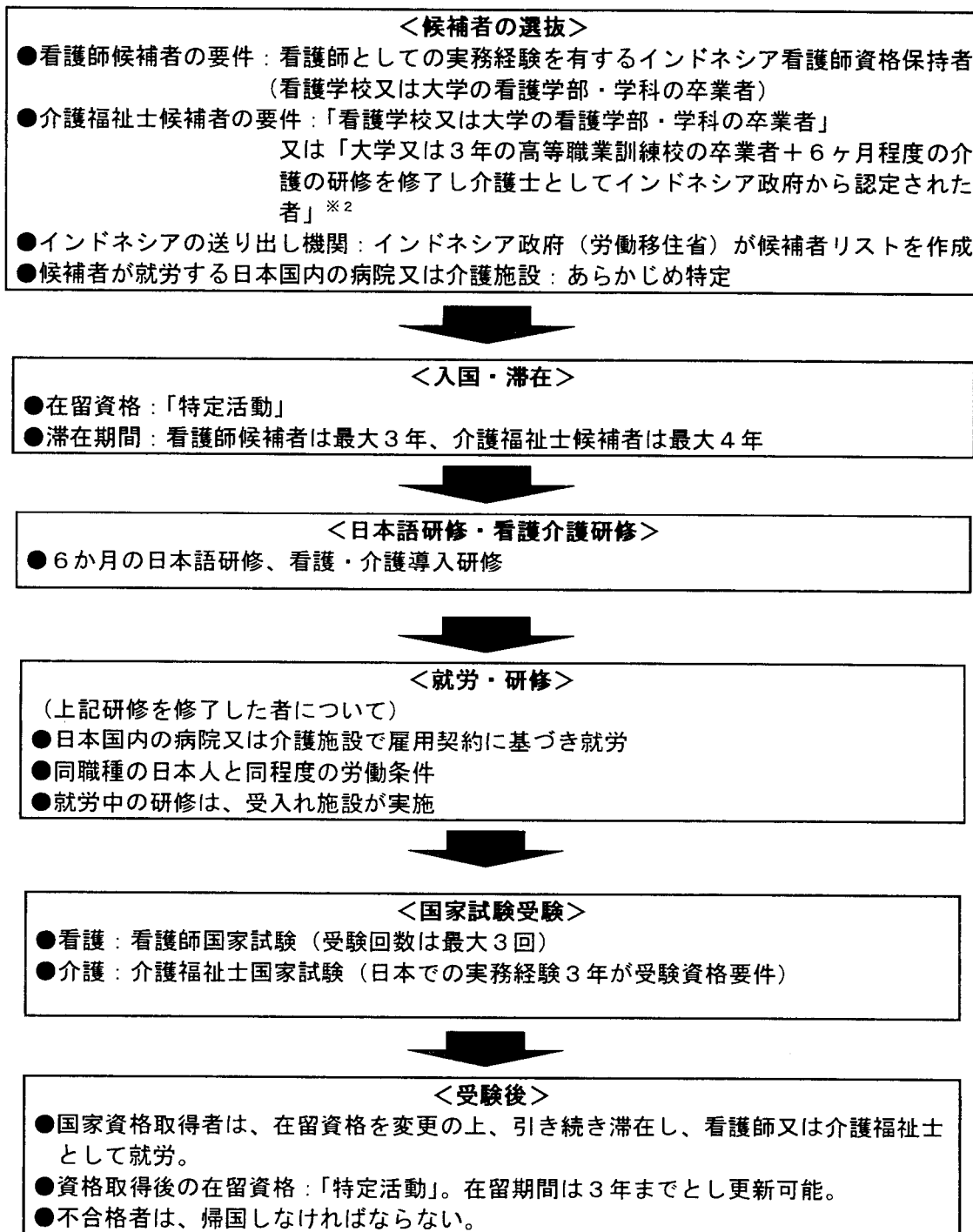


※不合格者（資格を取得しなかった者）は、帰国する。

※国家資格の取得後は、引き続き、看護師、介護福祉士として滞在・就労が可能。

18 日インドネシアEPA交渉における看護師・介護福祉士候補者の  
受入れの枠組み(人の移動分野)

日インドネシアEPA交渉における看護師・介護福祉士  
候補者の受入れの枠組み(人の移動分野)※1



※1 労働市場への悪影響を避けるため、日本側が受入れ枠を設定。不法滞在等の問題が生じた場合には、受入れの一時停止を含む、秩序立った受入れのための必要な措置を日本政府が講じることができる。

※2 インドネシアにおける介護の研修については、介護に必要な技能を有する介護士として必要な技能を取得するためのカリキュラムを、インドネシア政府が日本政府と協議しながら検討。

## 19 「社会福祉法人審査基準等の見直しについて(案)」に関する御意見の募集について

「社会福祉法人審査基準等の見直しについて(案)」に関する御意見の募集について

平成19年2月9日  
厚生労働省社会・援護局 総務課  
福祉基盤課  
障害保健福祉部 障害福祉課  
老健局 計画課

厚生労働省では、平成18年8月に社会福祉法人経営研究会より発表された「社会福祉法人経営の現状と課題—新たな時代における福祉経営の確立に向けての基礎作業—」での提言等をもとに、社会福祉法人審査基準等の見直しについて検討を行い、別添1～9のとおり改正案を作成いたしました。

つきましては、本案に関して御意見のある場合には、下記により提出してください。

皆様から頂いた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。

なお、提出していただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承願います。

### 記

#### 1. 募集期限

平成19年3月12日(月)必着

※ 郵送の場合は、同日必着

#### 2. 意見募集対象

(別添1) 社会福祉法人の認可について(局長通知)

(別添2) 社会福祉法人の認可について(課長通知)

(別添3) 社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について(局長通知)

(別添4) 社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について(課長通知)

(別添5) 障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて



- (別添6) 特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について
- (別添7) 社会福祉法施行令第4条第7号の規定に基づき厚生労働省が定める社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業(平成14年厚生労働省告示第283号)
- (別添8) 「社会福祉法施行令第四条第七号の規定に基づき厚生労働大臣が定める社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業」の一部改正について(通知)
- (別添9) 社会福祉事業団等の設立及び運営について

### 3. 提出方法

御意見等は該当箇所を明記し、かつ理由を付して、以下に掲げるいずれかの方法で提出して下さい。

なお、提出していただく御意見等には必ず「社会福祉法人審査基準等の見直しについて」と明記して提出してください。

#### ○電子メールの場合

電子メールアドレス：[syafukuhoujin@mhlw.go.jp](mailto:syafukuhoujin@mhlw.go.jp)

厚生労働省社会・援護局総務課あて

(ファイル形式はテキスト形式でお願いします。)

#### ○ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03-3503-3099

厚生労働省社会・援護局総務課あて

#### ○郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省社会・援護局総務課あて

### 4. 御意見等の提出上の注意

ご意見等は日本語に限ります。また、個人の場合は住所・氏名・年齢・職業を、法人の方は法人名・所在地を記載してください。これらは、公表させていただきますことがありますので、あらかじめご了承ください。

「社会福祉法人の認可について」－新旧対照表－

(平成12年12月1日 厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)

改正後（新）	改正前（旧）
<p>別紙1 社会福祉法人審査基準</p> <p>第1 社会福祉法人の行う事業 (中略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 公益事業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>公益事業には、例えば次のような事業が含まれること（社会福祉事業であるものを除く）。</u></p> <p><u>ア 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業</u></p> <p><u>イ 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業</u></p> <p><u>ウ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業</u></p> <p><u>エ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業</u></p> <p><u>オ 入所施設からの退院・退所を支援する事業</u></p> <p><u>カ 子育て支援に関する事業</u></p> <p><u>キ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業</u></p>	<p>別紙1 社会福祉法人審査基準</p> <p>第1 社会福祉法人の行う事業 (中略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 公益事業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>当該法人の行う社会福祉事業の純粋性を損うおそれのないものであること。</u></p>